国務大臣秘書官に任命する　石井あゆ子
黄川田国務大臣附を命ずる
国務大臣秘書官に任命する　佐波　利昭
小野田国務大臣附を命ずる　山口　明浩
法務大臣秘書官　葉原　雄尚
外務大臣秘書官　小平　達也
財務大臣秘書官　岩永　幸雄
文部科学大臣秘書官　干場香名女
厚生労働大臣秘書官　野田　真奈
農林水産大臣秘書官　（武藤　真奈）
経済産業大臣秘書官　杉戸　研介
国土交通大臣秘書官　三谷　智雄
環境大臣秘書官　豊田　圭三
防衛大臣秘書官　宮本　賢一
国務大臣秘書官　服部　誉
同　李　燁明
同　関根　千里
同　來間　誠司
同　安田　年一
同　魚住　純也
願に依り本官を免ずる（各通）（以上十月二十一日）
文部科学大臣秘書官に任命する（十月二十二日）　柏原　隆宏
国務大臣秘書官に任命する　古田　潤
城内国務大臣附を命ずる（十一月一日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　髙井　良浩
宮崎県警察本部長を命ずる（十月二十日）

警　察　庁

（宮崎県警察本部長）警視監　平居　秀一
警察大学校警務教養部長を命ずる
（警察大学校特別捜査幹部研修所長）同　櫻井　美香
警察大学校警務教養部長事務取扱を免ずる（以上十月二十日）

法　務　省

（堺区検察庁副検事）副検事　坂口　和生
大阪区検察庁副検事に配置換する
（京都区検察庁副検事）同　中島　雅智
堺区検察庁副検事に配置換する
（大阪区検察庁副検事）同　光島　政義
京都区検察庁副検事に配置換する
（同）同　森　資和
葛城区検察庁副検事に配置換する
愛敬　浩二　青井　未帆
有田　謙司　市川　祐生
稲葉　一将　岩田　整
内海　博俊　愛知　靖之
緒方　桂子　小澤　英明
木村耕太郎　隈部　泰正
黒川　哲志　塩津　立人
清水　靖博　杉本　純子
田代　浩誠　田近　肇
永塚　弘毅　西村　枝美
萩原　浩太　浜田　薫
水島　朋則　湊　二郎
山下功一郎　雪竹　奈緒
横溝　大　同　岩佐　圭祐
同　葛西　功洋
同　神谷　厚毅
同　篠田　賢治
同　下　和弘
同　西村康一郎
同　堀田　佐紀
同　和久　一彦
判事兼簡易裁判所判事　井出　正弘
令和八年司法試験考査委員に任命する
任期は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和八年十二月三十一日までとする（各通）
同　衣斐　瑞穂
同　鎌野　真敬
同　木口　麻衣
同　澁谷　勝海
同　丹下　将克
同　花田　隆光
同　森田　淳
判事兼簡易裁判所判事　新井　誠
令和八年司法試験考査委員に任命する
任期は令和八年十二月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和八年十二月三十一日までとする（各通）
一高　龍司
上野　達弘
大坂　恵里
川濵　昇
倉部真由美
柴田　潤子
髙橋　祐介
長田　真里
西村　裕一
原田　大樹
森　肇志
横田　高人
同　志田健太郎
同　丹下　友華
同　平野　貴之
同　渡辺　諭
令和八年司法試験考査委員に任命する
任期は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和九年二月二十八日までとする（各通）
赤石　憲昭　石原　剛　市川　康夫
伊藤　武　稲垣　春樹　岩本　康志
大川　千寿　小荒井　衛　河野　礼子
佐藤　尚毅　杉本　裕　髙村　夏輝
土田　宏成　土屋　俊二　永井　敦
中澤　高志　中丸　貴史　奈良　雅之
西倉　実季　野邊　厚　福田　安典
増渕　伸一　道上　達男　宮丸　裕二
森山　至貴
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和八年十一月三十日までとする（各通）
検事　青木　雄師　猪股　直子　大原　高夫
伊賀　和幸　猪股　正貴　小倉健太郎
大矢　康徳　鈴木　雅久　髙嶋　卓
川副　万代　土屋美奈江　戸取　謙治
中塩　東吾　中西　恭祐　瀬　達人
廣　古谷　真良　堀田　秀一　松枝　正宣
村橋　摩世　渡邉　哲
検事兼法務教官　溝端　寛幸
令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年十二月三十一日までとする（各通）
検事　浅海　俊介　石飛　勝幸　石田佳世子
太田　章子　宇野　直紀　小川　紀子
大友　亮介　金杉　敏宏　久保庭幸之介
齊藤　恒久　笹井　朋昭　鈴木　輝仁
竹下　慶　武田　純一　橋本　映司
栃倉　信　波多野紀夫　早川　由規
原島　一郎　福士　寿子　藤井　滋
古川　望月　千広　矢野　論
吉賀　朝哉
検事兼法務教官　武内　弘樹
検事兼法務事務官　松尾あすか
原　哲也
令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする（各通）
同　江原　佑美　同　矢川　乾介
財務事務官　宮本　弘暁
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年十一月三十日までとする（各通）
（島根あさひ社会復帰促進センター矯正処遇部長）法務事務官　野元　陽一
鹿児島刑務所長に昇任させる（以上十一月一日）

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定による協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき公示する。
その関係図書は、中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和７年11月７日
中国地方整備局長　杉中　洋一

1　河川の名称　江の川水系江の川
2　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに附属するクロージャの部分
3　河川管理施設の位置　島根県江津市渡津町地先から島根県邑智郡川本町川本地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　島根県知事　丸山　達也
住所　島根県松江市殿町１番地
5　管理の内容　兼用工作物管理協定及び兼用工作物保守細則に記載
6　管理の期間　令和７年10月９日から本協定の存続する日まで